

(別表 2 - 2) 本来の時期又は頻度を合理的な範囲で弾力的に運用するもの (具体例)

| No. | 条項 | 措置等 | 時期又は頻度 | |
|-----|--|------|--|--------------------------------------|
| 1 | 法第 12 条の 9 令 ^(※4) 第 14 条 | 定期検査 | ① 特定許可使用者 (密封された放射性同位元素又は放射線発生装置のみの使用をするものを除く。) 及び許可廃棄業者 | 設置時施設検査に合格した日または前回の定期検査を受けた日から 3 年以内 |
| | | | ② ①以外の特定許可使用者 | 設置時施設検査に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から 5 年以内 |
| 2 | 法第 12 条の 10 令第 15 条 | 定期確認 | ① 特定許可使用者 (密封された放射性同位元素又は放射線発生装置のみの使用をするものを除く。) 及び許可廃棄業者 | 設置時施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から 3 年以内 |
| | | | ② ①以外の特定許可使用者 | 設置時施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から 5 年以内 |

| | | | | |
|---|----------------------------------|-------------------|---|--|
| 3 | 法第 20 条 規則第 20 条 | 測定 (作業開始 後) | ① 放射線の量の測定 (②・③の測定を除く。) 並びに作業室、廃棄作業室、汚染検査室及 び管理区域の境界における汚染の状況の測 定 | 1月を超えない期間ごとに1回 |
| | | | ② 密封された放射性同位元素又は放射線発生 装置を固定して取り扱う場所であつて、取 扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位 置が一定しているときの放射線の量の測定 (③の測定を除く。) | 6月を超えない期間ごとに1回 |
| | | | ③ 下限数量に千を乗じて得た数量以下の密封 された放射性同位元素のみを取り扱うとき の放射線の量の測定 | 6月を超えない期間ごとに1回 |
| 4 | 法第 36 条の 2 規則第 32 条 | 放射線取扱主 任者定期講習 | ① 放射線取扱主任者であつて放射線取扱主任 者に選任された後放射線取扱主任者定期講 習を受けていない者 (放射線取扱主任者に 選任される前一年以内に放射線取扱主任者 定期講習を受けた者を除く。) | 放射線取扱主任者に選任された日から1年以内 |
| | | | ② ①以外の放射線取扱主任者 | 前回の放射線取扱主任者定期講習を受けた日の属する年度の翌 年度の開始の日から3年 (届出販売業者及び届出賃貸業者にあつ ては5年) 以内 |
| 5 | 法第 42 条第 1 項 規則第 39 条第 2 項 | 放射線管理状 況報告 | 毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間の放射線管理状況報告書を作成し、当該期間の経過後3月以 内 | |

(※4) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令 (昭和 35 年政令第 259 号)